

## システム変更に伴う市民税・県民税課税方法の変更について

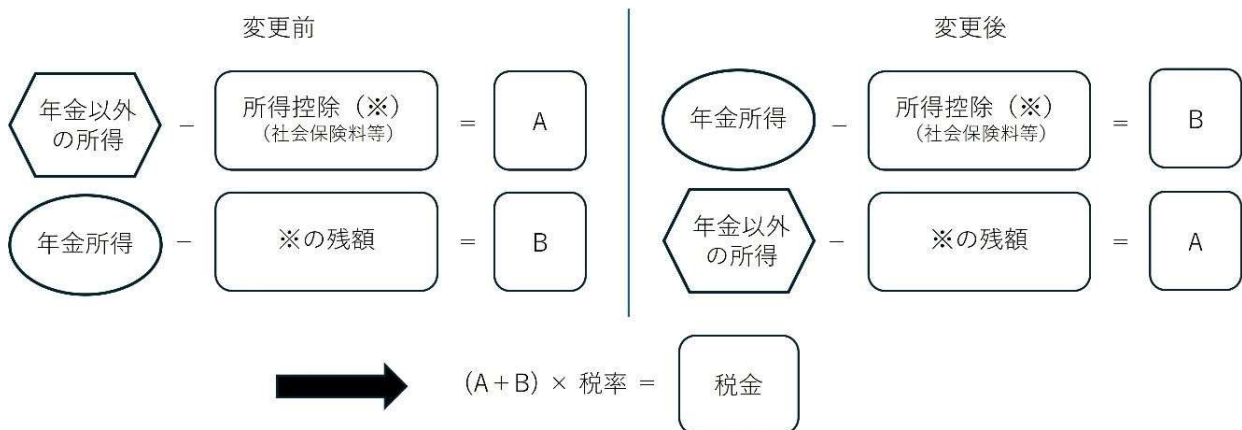
今年の1月に市民税・県民税の計算を行うシステムを変更したことにより、年金所得と年金以外の所得（給与所得や事業所得など）がある方の市民税・県民税の課税方法が変更されました。このことにより、年金から差し引かれる市民税・県民税と、年金以外の所得で納めていただく市民税・県民税に変動が生じる場合がございます。なお、市民税・県民税の納め方の内訳に変動が生じるものであり、年間にお納めいただく総額が変わるものではありません。

### 変更点

昨年度まで：所得控除は年金以外の所得から優先して控除する

今年度から：所得控除は年金所得から優先して控除する

控除を引く所得の順番が下の図のように変更になります。



Aにかかる税金 ➡ 普通徴収（口座振替又は納付書で納付）… 今回の変更により増額

Bにかかる税金 ➡ 年金特徴（年金天引き）… 今回の変更により減額

（個人にかかる税額の総額は変わりません。）

上記の変更により年金から引かれる税額が減額となったことで、4月・6月に年金から天引きされた税額が今回決定した年金特徴分の税額を上回っている場合があります。納めすぎとなった税金については年金事務所等からの入金を確認され次第、後日還付の案内を送付させていただきます。

また、増額となった普通徴収（口座振替又は納付書で納付する分）の税額については通知書に記載の納期限までにお納めいただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】越前市税務課  
課税について：0778-22-3014  
還付について：0778-22-3015

# 市民税・県民税・森林環境税 年金特徴税額(仮徴収)の還付について

## ① 税額決定に伴う仮徴収税額の還付について

**公的年金からの特別徴収税額(年金特徴税額) < 4・6・8月の年金天引き額(仮徴収額) の場合**

今回決定した公的年金から天引きする税額(年金特徴税額)より、実際に4月・6月の年金から徴収した税額の方が上回る場合は、その差額が還付されます。

還付の案内は、年金事務所等からの入金を確認した後に送付させていただきます。なお、還付金が発生しても、他の税金等に未納分があれば、未納分に充当する場合がございますのでご了承ください。

## ② 通知書の記載(例)

通知書 右上の表より

**年金特徴税額** …今年度、公的年金から天引きする市民税・県民税額のこと。

| 年税額     | 給与特徴税額 | 年金特徴税額 | 差引普通徴収税額 |
|---------|--------|--------|----------|
| 15,000円 | 0      | 6,000円 | 9,000円   |

通知書 真ん中の表より

**仮徴収税額** …今年度、4月・6月・8月の公的年金から天引きする市民税・県民税額のこと。

▼今年度の4月から8月までの公的年金から特別徴収される月と金額

(仮徴収税額)

|              | 4月     | 6月     | 8月 |
|--------------|--------|--------|----|
| 年金から特別徴収される額 | 3,000円 | 3,000円 | 0円 |

## ③ 還付額(例)

|                             |   |                                    |   |                        |
|-----------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------|
| ㊦<br>今回決定した年金特徴税額<br>6,000円 | - | ㊧<br>4月・6月に既に年金から徴収した税額<br>10,000円 | = | ㊦-㊧<br>還付予定額<br>4,000円 |
|-----------------------------|---|------------------------------------|---|------------------------|

※㊧の金額は今回の通知書には記載されていません。

昨年度に送付した令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書をご確認ください。

※8月の年金天引きは今回決定した税額で天引きされるため還付は発生しない予定です。

※今回の通知の後に税額が変更になった場合は、還付額が変更になることがあります。

【問合せ先】越前市税務課

課税について:0778-22-3014

還付について:0778-22-3015